

国際基督教大学研究倫理委員会規程

制定 2013 年（平成 25 年）2 月 14 日 ICU 規第 12-19 号

改正 2017 年（平成 29 年）2 月 16 日 ICU 規第 16-30 号

改正 2020 年（令和 2 年）2 月 27 日 ICU 規第 19-26 号

（設置）

第 1 条 国際基督教大学（以下、「本学」という。）に、研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（目的）

第 2 条 委員会は、本学において研究に携わる者、すなわち本学の専任及び非常勤の教員、研究所等所属の研究員並びに大学院に在籍する学生（以下「研究実施者」という。）が人を対象とする研究を行う場合に、個人の尊厳、人権の尊重及び個人情報の保護などの倫理的配慮が適切になされているかどうかにつき、審査することを目的とする。

（審査事項）

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究実施計画及び研究結果公表方法等の審査に関すること。
- (2) 研究計画の実施状況等の検証に関すること。
- (3) その他研究上の倫理に関すること。

（構成）

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究戦略支援センター長（委員長）
 - (2) 大学院部長
 - (3) 人文科学系デパートメント所属教員より 1 名
 - (4) 社会科学系デパートメント所属教員より 1 名
 - (5) 自然科学系デパートメント所属教員より 1 名
 - (6) その他学長が必要と認めた者 若干名
- 2 委員会は男女両性で構成するものとする。
- 3 第 1 項第 3 号から第 5 号の委員は学長が任命する。なお、任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときは、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。
- 4 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

第 5 条 委員会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席者の 3 分の 2 以上をもって決する。ただし、第 6 条第 3 項に定める審査の判定は、出席者全員の合意を要する。

（審査手続等）

第 6 条 研究実施者は、研究倫理審査申請書（様式 1。以下「申請書」という。）を学長に提出するものとする。

2 学長は、前項の申請書を受理したときは、委員会に審査を諮問するものとする。ただし、第 10 条に定める場合においては、この限りでない。

3 委員会による審査の判定区分は、次に定めるとおりとする。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 変更勧告
- (4) 不承認

(5) 非該当

- 4 委員会は、必要と認める時は、委員以外の者（専門知識を有する学外者を含む。）の出席を求め、当該研究について説明を受け又は意見を聴取することができる。
- 5 委員が当該研究に関係する者である場合は、当該研究に関する審査に加わることができない。
- 6 委員長は、審査の結果について、学務副学長に報告した上で答申書（様式2）により、速やかに学長に答申するものとする。
- 7 学長は、前項の答申に基づき、審査結果通知書（様式3）により、研究実施者に通知するものとする。

（再審査）

第7条 学長は、委員会の審査結果に疑義が生じたときは、委員会に再審査を諮問することができる。

- 2 研究実施者は、審査の結果に異議あるときは、学長に再審査を求めることができる。
- 3 学長は、前項の請求について学務副学長および委員長と協議の上、必要があると認めるときは、委員会に再審査を諮問するものとする。

（研究計画の変更）

第8条 研究実施者は、承認または条件付承認を受けた研究計画等を変更しようとするときは、研究計画変更申請書（様式4）を学長に提出するものとする。

- 2 学長は、前項の申請について学務副学長および委員長と協議の上、必要があると認めるときは、委員会に審査を諮問するものとする。

（研究計画の実施状況等の検証）

第9条 委員会は、研究実施者から当該研究について報告を求め、調査することができる。この場合において、当該研究に改善すべき事項があるときは、必要な指導・勧告を行わなければならない。

（審査の特例）

第10条 学長は、当該審査が緊急を要し、かつ審査事例に基づいて審査結果が明確に推定できるものについては、学務副学長および委員長と協議の上、委員会の審査を経ずに判定することができる。ただし、事後速やかに、委員会に報告するものとする。

（事務局）

第11条 委員会の事務局は、研究戦略支援センターとする。

（雑則）

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施にあたって必要な事項は、委員会が定める。

（規程の改廃）

第13条 この規程の改廃は、委員会及び幹部会の議を経て、学長が行う。

付 則

- 1 この規程は、平成25年2月14日から施行し、施行日以後行われる研究から適用する。
- 2 この規程施行後、最初に選出される第4条第1項第3号から第5号までの委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。
- 3 この改正規程は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。
- 4 この改正規程は、2020年（令和2年）4月1日から施行する。